#### 國學院大學学術情報リポジトリ

山口鋭之助の祭政一致構想と神社界: 大國隆正を回路として

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2024-10-31
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 上西, 亘
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001031

はじめに

# 山口鋭之助の祭政一致構想と神社界 大國隆正を回路として ―

上西

亘

祭政一致構想との関わりを検討することで、近代の多様な祭政一致構想の一端を明らかにし、筆者がこれまで取り組 本稿の目的は山 一口鋭之助の陵墓を中心とする特異な祭政一致構想を考察するとともに、 大正期の神社界が主張した

んできた大國隆正の祭政一致をめぐる理念が近代に与えた影響を考えることにある。

され、 大誠の論考があり、 國隆正が俄に注目を集め、 たことについては新田均によって指摘されている。新田によると昭和前期に作られた伝統の一環として佐藤信淵や大 とりわけ昭和前期以降の大國隆正の顕彰を牽引したことがこれまでに指摘されている。 本稿で対象とする山口鋭之助は、 隆正を取り上げる論考が増加することが指摘されている。 大正・昭和戦前期における祭政一致論において八神殿奉斎が中心的課題とした神社界にあって、 忘れられていたとされる隆正の顕彰活動が昭和二年以降、 京都帝大教授、学習院院長、宮内省諸陵頭、 また、 山口の祭政一致観を紹介した先行研究に藤田 宮中顧問官を歴任した人物であり、 山口鋭之助によって活発に展開 山口が大國隆正に私淑してい

確立していった。

このように近代的な祭政一致体制は、

陵墓の祭祀にはじまり、

それが皇室祭祀へと組み込まれていくことによって

る上で画期的な業績といえる。 茂彦は 山 日が山 Ш ·陵祭祀を祭政一致の中心的課題に置いた特異な祭政一致体制論を説いていたことを論じている。 ⑶ .口個人に焦点を当てて事蹟や思想を詳細に記した初めての論考を物しており、 そのライフヒストリーを知 次いで東郷

こうした天皇親祭体制が構築されるにあたって重要な転機となったのが神武天皇陵をめぐる一連の動向である。 そもそも明治初期の神祇行政は、 天皇親祭による祭政一 致体制の樹立を目指したことは多くの論考で語 られ 7 いる。う

神武天皇陵修補→修補のための祭祀→恒例祭→皇霊殿祭祀(ⓒ)

る。また近代の山陵を考える上で欠かせない山陵の汚穢の有無についても、 例から見ると、 ら京都へ神霊を迎えて白峰宮が創建された一連の山陵の神仏分離・山陵整備過程と、 さらに山陵における神仏判然は、 神社を創建して皇霊を祀ること、そして山陵を整備して神式に祭儀を改めることには成功したといえ 讃岐坂出の崇徳上皇陵の祭祀が神式に改められ、 明治元年、天皇の陵墓を穢とするかにつ 明治政府 かつその神霊を祀るべく坂 0) 初期 0 神社創 0) 出

事

における祭祀の形成は中途で終わった感が否めないが、 ての諮詢は「汚穢としない」と結論が出された。しかし、 閏四月一八日「来ル二三日辰刻 山科陵 後月輪東陵等 明治初期の陵墓の祭祀が神式に改められたことは大きな画期 山陵の「穢」 御参拝』 がこのとき払拭されたかというとそうでは が順延になるなど前途多難であった。 Щ

構築しようとしていたことである。このことは明治初年に形成された近代的な祭政一致体制だけが祭政一 ここで重要と思慮するのは、 後述するように山口が皇室祭祀と山陵祭祀を結合させることで新しい祭政 致のあるべ 致 体制

によって山口の思想を検討したいと考える。

祖先の神の磐座も主としてその墳墓であつたであらう。

再構成するとともに、 き姿と考えられていたわけではないことを示している。 大國隆正との影響関係や顕彰運動について検討することにより、 本稿では山口 の構想した祭政 大正から昭和初年の祭政一致 致体制について著作を中心に

#### 山口の陵墓観

体制をめぐる動向の一端を描写したいと考える。

味関心を見いだしている。ここでは山口の著作である『天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察』を紹介すること Щ  $\Box$ [は山陵に関わる膨大な論考を著しているが、 特に神社と山陵の関係、 特に祭政一致に関わることに学問的

である。」と定義する。 在所に祭祀するの制度は実に我が国体の象徴である」と指摘している。 柿本人麻呂の「天の原岩戸を閉てて神あがりあがりいましぬ」などの歌数首を例示し「何れも石戸とは墓のこと 口によれば本来陵祭を篤く執り行うことは古来より尊ばれ、「瓊々杵命より先帝に至るまでの神霊を悉く其の御 また磐座の祭祀が岩戸と同義であるとした上

この磐座が墓を淵源とする理解は、

代 が 時代の神様の坐す処が、 神は磐座に坐すもので、その磐座は岩戸、即ち墓であつても、 ふ意味ではない。 マの :あるのは自然である。 神様の神籬、 前に云つた天上の磐座に肉体の有無を詮議する必要はない。 磐座はその石積も最も壮大で樹木も鬱葱として居る。それは後に云ふ処の陵である。 又大和に居る語り部たちは、 石を積んだ墓の形の磐座といふものであるから、 眼 の前に沢山な神籬、 磐座は決して肉体の埋めてある処の墓に限ると云 天上の神様の事を云ふ時にも磐座の語 磐座を見慣れて居る。 語部たちの常に見て居た祭政 その中でも御 氏々の 一致

という見解として表明してい

玉 その理由を山口は、 扱いとなるなど、 倣したとき、 重きを宗廟に置くことに」したのであるが、 .家の祭祀を司っていた「太常寺は元宗廟山陵天神地祇を祀る役所であつたが、唐は新に山陵を宗正寺に移して特に このような陵墓についての祭祀は、 結果として天神地祇の祭祀ばかりが尊重され、 両者の扱いに軽重が生まれたことにより、 律令制神祇官が 「純然たる唐の太常寺の模倣」であったためとし、 一山口の理解では大宝律令下における神祇官によって軽視されていったとされる。 元来日本と中国では祭祀の根本観念が異なるため、 天皇への祭祀が天神地祇の祭祀と比べて非常に軽視され 本来尊ばれてきた陵祭は治部省に置かれ、 九寺(九卿) 唐の制度を日本が模 の一つであり、 後に諸陵寮

くなるに従って、 ることになったとするのである。 画期となったと山口は考えていたと思われる。 在所は特に尊んで陵と称されていたが、墳墓を恐怖厭忌するようになると、 天皇の陵が恐怖厭忌の対象となったと述べている。こうした理解をみても、 それとともに陰陽五行説の思想の渡来によって、 天神地祇の墳墓が陵であると意識されな 古伝説記述の際には天皇神霊 この時期が Щ 0)

此 を嫌ふ儒者の間には、 主張したことに政 ||教神道家は山陵を穢所なりと妄断し、 苛烈とが極度に達していた平安朝でさへ皇霊の御在所たる山陵を敢へて穢と称するものは無かつた。 「の二の思想を結合し仏臭を排して組み立てられたもの」が儒教神道であると定義し、「山陵の恐怖厭忌と神祇禁忌 右のような陵墓に対する恐怖厭忌を最も惹起させたと山口が考えたのが、「儒教神道」 府当局 又魂魄によつて陵墓を軽視し宗廟の祭祀を重んずる支那の祭祀制度を理想とする思想がある。 が共鳴した結果、 神霊は別に四神相応の清地に神社を営みて之に祀るべし」と、 「魂を招き祀れる神社のみを奉斎し、 魄即ち無きがらを埋めたる陵墓は祭 である。 即ち、 儒 然るに 著しく仏教 教神道家が 派

るに及ばぬという方針」となったというのである。

策したとする廟祭本位に変革する制度を批判している。

変化すれば千年来の迷信に逆つてまでも陵墓に神祇道の祭典を興す必要はない。」と逆説的に「水戸派儒学者」 変革という大事件が此の案の一部であるといふことにも不思議はない。 神宮の破壊である。 0) が たと山口は説いている。 あったというが、 さらに儒 儒教心酔者」が画策したとするものは伊勢神宮の宮中遷座案であるとして「伊勢の神鏡を宮中に移すことは伊勢 |教の系統を持つとされる水戸派儒学者も平田派の凋落と時を同じくして政府の方針を指導する立場にあ 伊勢神宮の破壊さへも敢へてしようといふほどの大英断であるから開闢以来の天皇の祭祀制度の 実質には 水戸派儒学者は、 「儒教心酔者の神仏両教の排斥を実行せんとするのであつた」とまで断定しており、そ 教部省の設立の趣旨を「表面規模を弘大して神儒仏三教を包含」する狙 天皇の祭祀の制度を陵祭本位から廟祭本位に 画

視されるべきものと捉えていることである。 かしながら、ここで重要と考えるのは、 以上のような山口鋭之助の山陵に対する理解が妥当であるかについては、 Щ  $\Box$ いずれにせよこうした山口の特異な山陵観が彼の特異な祭政一致体制を .が山陵の祭祀を磐座の祭祀 = 墓という概念を持ち出 かなり疑問の余地があるといえよう。 太古より最も重

### 三、山陵祭祀と皇室祭祀

めぐる構想に繋がっているのである。

Ш 陵祭祀が別方向 山  $\Box$ **. は諸陵頭として山陵整備に貢献してきた。他方で、この山陵の整備と皇室祭祀に位置づけられるはずであった** !のものとされてしまったことについて次のように嘆じている。

0 禄制や祠官制度等の如き祭祀の基礎的制度は当分設けない見込みであるが為に、 (治六年二月に至り山 一陵の例祭式年祭に於ける奉幣使並に奉仕者の資格を定められたが、 神社と山陵との権衡を取敢へ これは陵に就ては神社

止の画期となっていた。これについて山口は、次のようにも述べている。

現れであった。

ず之に依つて維持せんとする彌縫策であつた。同月には又前年官国幣社の社格の定められた時陵墓祭式未定の為 特に留保せられた白峰宮鎌倉宮が官幣社に列せられた。之も亦陵霊墓霊の祭祀を神社に止めんとする政策の一端

するとおりであろう。 このように陵墓の治定と陵墓祭の制定とは意味が違うということは明らかであり、明治十一年宮内省編入が陵祭廃 白峰宮や鎌倉宮の官社列格が「陵霊墓霊の祭祀を神社に止めんとする政策の一端の現れ」であったかは一考を要す 山陵に「神社の禄制や祠官制度等の如き祭祀の基礎的制度は当分設けない見込みであ」ったことは山口の指摘 山陵の整備について陵墓の整備と祭祀の交錯があったことを山口はここで明示したと考える。

下五世にまで拡張せられ陵墓祭廃止の闕典の補完事業の様に考えられることになつた。 考えられる様になつてしまった。それで陵墓祭廃止の方針が決定してから後には陵墓決定の事業は却つて皇孫以 年に渉つて決着しなかつた為めに独り陵墓に掌丁を附けること即ち後の所謂陵墓決定のみが進捗した。 置するに至り神武天皇以降の皇后皇妃皇子皇女の祭祀をも興さんとするの案を立てた。然るに陵墓祭の の陵墓決定に当たる官衙が教部省から内務省宮内省を転々する間に此の事業は陵墓の祭祀とは全然別途の事柄と 初 め神祇官は国家の宗祀としては先づ御歴代山陵の御祭典を興さんとするのであつたが教部省が諸陵に役人を配 而して此 問題が数

奉迎し、その神霊を創建する神社に遷してはじめて御魂が奉斎する神社に鎮まるというのが山口の考え方なのである。 その上で山陵と神社が同地に祀られている神社とそうでない神社に社格に格差があることを以下のように批判する。 さらに山口は、 伏見桃山陵と明治神宮とに明治天皇の神霊を奉斎せられたるは自ら大正の時代に於ける皇霊奉斎の標準の法式の 明治神宮と伏見桃山陵のありかたについても批判をしている。即ち、本来は山陵から天皇の御魂を 度を改めるべきであると提言する。

社 あるから神社から排斥すべきことを厳命せられなければならぬ。 神社太宰府神社の鎌足道真の墓湊川神社の楠氏の墓豊國神社豊國廟日光久能両東照宮の奥の院等は何れも穢所で れるならば功臣の墓を祀つた別格官幣社にも亦此の主義を実施せられなければならぬではあるまい ら若し内務省に於て愈渋川春海谷重遠等一派の儒教神道家の主張が固執せられ陵墓を穢所として神社から斥けら 津神社が官幣中社である外譽田八幡宮以下は却つて府県社に貶されて居ることの言訳も立つのである。 如く見える。 Lから除かれなければならぬ筈ではあるまいか。 、幡宮吉備津神社猿投神社羽咋神社等天皇皇子の陵墓を祀り来つた神社はその祭神の御在所を取り上げられ吉備 従つて橿原神宮以下皇霊を奉斎せる十三の官幣社が悉く陵所を除外して居ることの言訳も立ち譽田 若し排斥が出来なければ是等の神社は別格官幣 か。 即 ち談

き社格に列格すべきと述べるに等しいものであったといえよう。 のである。 このように山口は、 か かる山口 墓を穢所とするならば官国幣社別格官幣社に預かる神社も考えを改めなければならないという の構想は、 山陵と同一区画にあり山陵と非常にゆかりの深い神社は本来特に崇敬し、 しかるべ

## 四、山口の祭政一致体制をめぐる構想

官国幣社を国家の宗祀と為さむとしたのであった。 1の御精 山  $\Box$ には明 ·神と遊された祭政一致の御制度の一大理想があつたのである。」として、それを実現するためには以下に制 治初 期 0 い祭政 致の神 - 祇政策を 明 治の神祇官は厭 而して国家の宗祀の此の体系を樹立することは明治天皇が王政 一陵の迷信と神社禁忌の 陋習を破り伊勢大神宮歴代山 復

山陵の御祭典は総て伊勢大神宮の年中行事に準して其の儀典を定められること。

七、六

奈良県及大阪、 られること。 鹿児島県兵庫県滋賀県香川県山口県等の各県にある山陵には各陵司或は宮司を置きて御祭典に 京都、 東京の三府に各神部署を設け大宮司以下の神官を配置して各陵の御祭典に奉仕せしめ

明治神宮の組織を改め其の境内の施設を以て今後の山陵及神部署に宛てられること。

奉仕せしめられること。

四 御大葬の儀式は伊勢大神宮の御遷宮の例によつて之を定められること。

Ŧį. 神祇官を再興して内閣の直属となし内閣総理大臣をして其の長官を兼ねられること。

此 此の制度に矛盾する現行の法令制度は畢竟皆暫定的のものに過ぎぬを以て悉くこれを改正せられること。 |の機会に於て伊勢神宮の御式年の御造営の制度に改正を加えられること。 ||S||

きる。 るべきものであり、 でないどころか「明治神宮の組織を改め其の境内の施設を以て今後の山陵及神部署に宛てる」ほどの一大改革を山 右の提言もさることながら、 七の式年遷宮の造営の改正については詳細は定かでないが、 畢竟するに待遇や体裁は神社の格式を以て取り扱うべきであるということにあったことが理解 山口の論考から言及されることは、 先述の通り、 山陵の祭祀が近代の祭祀体系の中で最も重視され 皇祖皇霊の御魂が鎮まる山陵は、

これら山口の主張の淵源は、 明治初期の津和野派の神祇行政への大いなる共感と、 それを阻害したとされる平 田 派

摘できよう。

は示唆するのである。

つまるところ、

山口は近代天皇祭祀に山陵の祭祀を加えるべきと主張していたということが指

異なり、 が置かれ 国学者への反感にある。 宮中・太政官を中心とした祭政一致政策を構想していたのであるが、 山陵の祭祀を厳修する祭政一致と言うよりは、 しかしながら大國隆正を領袖とする津和野派の神祇行政の構想は当初から律令制神祇官とは 皇霊殿での天皇親祭体制こそが主眼にあったのではないかと こと山陵の整備の後に全山陵に

重要性を述べたが「一向に相手にして貰へなかつた」ところ、

神道本局で霊祭が執り行われた経緯については、本学会を作る過程で「方々の学会」へ行って大國隆正

とあり、

この霊祭では山口自身が斎主となっている。

167

た所共鳴する人を得たので「私の喋ることを中心とする研究会といふやうなものを作つて頂く」ことを神道本局に依

神道本局で催された神道宣揚会に始終出て講演をし

の思想

研究

が次節で検討するように隆正顕彰運動として発露されることとなるのである。 考える。その点、 しかしながら山口は、 山口 の祭政一致政策と陵墓観は、 大國隆正をはじめとする津和野派の思想に好感を抱いていたのは間違いなく、 平田派や津和野派とも異なりかなり異質な考えと言わざるを得な かかる共感

# 五、山口の大國隆正顕彰と本学会・大國隆正先生顕彰会について

究を継続し居りしが、会の事業として、是非大國先生の霊祭を行はんとの話も、機を得て実現するに至つたのである。」 山 する本学会が設立された。 渉猟して、 原昇造の私邸を訪れて、大國隆正を始めとする津和野派の神祇政策に触れるとともに、亀井家にも訪い種々の文献を 宮内省退官後、 る。この時期は山口が大國隆正に私淑していった時期と符合する。隆正に私淑することとなったきっかけは、 ている。「本学会は昨年十二月山口鋭之助博士を中心として、本学思想の研究普及を志す人々、 [口の大國隆正顕彰の画期となる本学会の設立と、 これまで見てきたような山口鋭之助の構想は、 大國隆正の研究を志したことにあるという。かくして昭和三年十二月に大國隆正を顕彰することを目的と(®ASE) 大正十三年に皇室令が完成したが、この皇室令に疑問を抱き、かつてより気の合っていた陸軍中将榊 翌昭和四年十月には大國隆正の霊祭が本学会主催で神道本局において執り行われている。 宮内省を退官した後、 大國隆正を顕彰する霊祭の執行については、 あるいはその前後に執筆したものと考えられ 互に相集まり、 次のように紹介され 山口 其研 (D)

うになったという。 ® 頼して、結果出来たのが本学会であるという。以上のような関係から神道本局で講演する機会が多くなったと考えら頼して、結果出来たのが本学会であるという。以上のような関係から神道本局で講演する機会が多くなったと考えら れ、この講演の回を重ねるに及んで研究が整理され「祭政一致の御制度」というパンフレットを書くことが出来るよ

とも言うべき、 山  $\Box$ .の隆正の学問に対しての受容は、天皇論や外交論など時局に合ったものばかりではなく、 言語学のことにまでに及んでいる。 隆正のライフワー

ク

山口鋭之助の祭政一致構想と神社界 れたのであると思ひます。 が大國先生の言霊の学問であると信じます。大國先生はその大成したものを「音図神解」に説かうと考へて居ら つて、ずつと古いところから、 滑稽でも何でも構ひませぬ、 から出来つゝある言葉も、古事記、萬葉の言葉と一所に取扱ふ事があるものですから、人は滑稽とも云ひませう、 大國先生の言葉の研究は、 人がこぢつけといひます、確にこぢつけであります、 言葉の研究―言葉の発達の研究といふものは、さふいふ意味に於てすべきものであ 現代までの一般の言葉の総合的の研究、それを人間の思想と関連して研究するの 江戸時代の言葉も、 平安朝前後

省三演題「皇国日本の発展と大國隆正先生の学風」があった。その後の大國隆正顕彰会の動きは詳らかではないが本 が 辞演説は井上哲次郎「大國隆正顕彰会祝辞」、 講堂で開催され、 学会主催の霊祭とは趣を異にし、 7あり、 大國隆正先生顕彰会の発会式は本学会が主催して霊祭を行ってから九年後の昭和十三年十月九段下の軍人会館の大 その後講演会として医学博士磯部美知演題「大國隆正先生を仰ぐ」、 発起人の榊原昇造や明治神宮宮司海軍大将有馬良橘をはじめとして百数十人の会員が結集した。祝 時局に合わせたものであったといえよう。 山口鋭之助(本学会会長理学博士の肩書)祝辞「本学会を起こすまで」 西郷従徳演題 「明治天皇御聖徳 河野

## 六、大國隆正と神社界の祭政一致論

かという点について検討しておきたい。

次 で山口 .鋭之助によって顕彰された大國隆 正の思想が大正期以降の神社界においてどのように受容されてい る

訪うて、偶々神道のことに及び、殊に明治初年に於ける我が神祇道に密接な関係がある大國隆正翁の事に及び氏所有 の古文書を観て大いに得るところがあつたので左に隆正の神道観の一端を述べて見ようと思ふ。」とあり、 て「大國隆正の神道観」という論考を寄稿している。 照本金川のペンネームを用いて『皇国』 に寄稿し、 その冒頭には「先頃 神社界の理論的指導者の一人であった照本亶は 理学博士山口鋭之助氏 (宮中 皇国 ・顧問官)を 当時宮中 お

た論考として取り上げている。 本論考において照本は、 当時大阪毎日新聞に掲載された「大帝を偲び奉る」という記事について世情 この記事を寄稿した人物は、 『明治天皇紀』 編纂に尽力したことで知られる歴史学者 の物 議を醸

で貴族院議員も務めた竹越與三郎であった。

顧問官であった山口に感化されたことで、隆正についての論考を著すこととなったことを述べている。

主義とする大宝令の古制であって、「立憲の大義と相容れざるものである」からそうした観念を持つ山田 臣にする裁可を明治天皇が当初認めなかったという逸話を紹介し、その理由は、 竹越は記事中冒頭にて、 明治二十三年に山縣有朋が内閣を組織するときに神祇伯再設論者である山 神祇伯を設置することは祭政 田顕 伯を内閣に 義を司 法大

宗 られたという。これを立憲政治を護持する逸話として「陛下が立憲政体を擁護せらるるの精神はかくも深厚のもので 入れることに難色を示したというのである。 するだけにとどまらず山縣有朋に 「かゝる愚説を唱へしめざるべし」と陛下に念を押された形で入閣 竹越によれば、 最終的には山田顕義は神祇伯設置の考えを放棄して の裁可が得 一改

次

照本は、

H

ればならない」と述べているが故に、

山口の意見に賛同すると捉えて差し支えないと考えられる。

あつた。」と結論付けたのである。 照本はこの竹越の記事が (当然のことながら) 神社界の 「非難攻撃を招く」事になったことを述べている。 加えて

明治初期の神祇行政に功績があったとする大國

降 『正の神道説を知ることが最も大切なことであると述べる。

「斯界にとって問題」とするところの神祇官興復運動を考える上で、

ばならない点が多々ある。 度の上に於ても幾多の疑義があり、 談話で感化されての意見か、 照本は、 隆正の 況や、 「神祇官本義」と「存念書」を引用し、 照本の持論であるかはこの論考だけでは明らかにはならないが、「我が神道殊に神社 神道といふ上から考へても隆正が考へて居たやうに大に大道昭明の教法を樹立しな 殊に大喪にあたり穢と喪との関係、 隆正の神道観の考察に筆を進めている。 従つて陵墓の思想については大いに考慮せね 山 日との

うとした所の神祇官は此の神武の古にかへる理想から来た神祇官であつたのに違ひない。即ち岩倉公―玉松操― が出来てしまつたことは所謂御一新の大精神に戻るものといはなければならない。 大國隆正と連想してくると然か考へざるを得ないのである。 ものに大陸思想が加味されて、真に我が大道昭明の神道とは大に異る所がある。 神道に合致するもので当然かくあらねばならないものと思ふ。乍併、 祭政一致による神祇官といふものは所謂大國隆正翁の神武の古にかえるといふ考と一致するもので、 ても外来の思想によるものが頗る多い 然るに平田 其後に於ける大宝令によると神祇官とい 一派の進言からして大宝令による神祇官 而して彼の明治維新に樹立しよ 陵墓と穢との関係の如きに至 大に我が古

と論じている。 そして照本は、 此の論文の末尾に 「宜しく神武の古にかへる真の祭政一 致による神祇官を樹立するこ あった。

借りた形になったが、 とを切望するもので、 祖先を祀るかたちとして最も良いと考えた、 照本を通じて山口は大國隆正とその門流が推進した明治初期の祭政一致構想が、 隆正の唱導する神道観に共鳴するものの一人である。」と結んでいる。 山陵・陵墓の祭祀を神祇官に附属させ、 天皇親ら祭祀を行う姿を 結果的に照本の言葉を Щ  $\Box$ が理想と

見たのである。

する近代的な国家祭祀体制の批判に他ならない。山口は『明治戊辰祭政一致の御制度』において以下の様に述べる。 現在の皇室祭祀体制や山陵祭祀体制の変更を迫るものであった。このことは、 て説いているのである。 ここでも山口は しかしながら、 性とが完全に合致し得るのである。 神社の信仰と廟宮の信仰とに矛盾が無いといふことが明になつて後に、 なつた。(多武峰の霊廟・北野の霊廟・誉田宮・豊國廟等の建築の例にても明である)神霊奉祀の根本義に於て 葬祭は悉く仏寺の支配する所となつたが、近古卜部神道の興起するに及び、廟宮は漸く神社の制に近似する様に を一洗して道を神隨の旧態に服することである。大化改新以来の信仰の紛糾は平安朝の初期に於てその極に達し、 神祇官を再興し、 神社 山 「口が活躍した時代には陵墓における祭祀体制は確立しており、 御代々の御陵を神祇官に統一して、その祭祀を神宮に準ずることは、大化以来の信仰上の紛糾 の信仰と山陵を統合することが我が国古来の祖先崇拝の国民性と国家組織に合致するものとし 山口にとって山陵の整備は神社のそれと同一のものとして扱われることを理想としたもので 葬祭が神随の古制に復ることによつて始めて神隨の道は明になるのである。 ③ 始めて我が国家の組織と祖先崇拝の国民 津和野派が構築した皇室祭祀を中心と それに異を唱えるということは、

である。

0

かは今後の課題としたい。

#### 七、まとめ

ように勅使が差遣され、 ことを示すもの以 Ш 口 「の主張する山陵における祭政一致は、 上の対応を要求した。 常勤の祭祀官が駐在し、 つまり、 修補と神式による祭祀だけでは足らず、 神霊を祀る祭祀と祭祀の場が恒常的に行われることを理想としたの 律令制でない内閣直属の神祇官が諸陵を管轄し、 敬神崇祖と神仏分離が行われた 式年祭や正辰祭の

官 る場であったとの 社と同等の扱いを以て然るべき施設と結論づけたのであった。 立へと繋がって、先述した新田の論ずるところの大國隆正顕彰の契機を作ったのも山口の影響にあろうと考える。 を得るなどした。さらに時代の趨勢によって、 る大國隆正への顕彰という回路で接続され、山口に近しい人物のみならず、 る批判であったとみることができる。こうした山口の構想が明治初期の神祇行政に影響を齎した津和野派 大國隆正顕彰会が、 山口にとっての山陵は、 神 -|祇省・教部省と変転し明治十一年に宮内省の管轄となった。また、 山口の陵墓観は終始一貫しており、 当時の神社界においてどれほど受容されたか、 社司、 社掌を置き恒常的に祭祀を執行する場を想定し、 山口の興した本学会とは規模も異なるほど大きな大國隆正顕彰会の設 大正から昭和期の既に祭祀体系がほぼ定まっていた状況に対す しかしながら、 また活動内容はその後どのようなものであった 山陵とは神社と同じく御霊が鎮まり敬慕す 当時の神祇官興復運動に係る照本の同意 山陵を管理する官衙は最終的には神 神聖性 ・歴史性からい の領袖であ っても、

- $\widehat{1}$ なお、 山口鋭之助の妻は数学者で東京帝大教授・貴族院議員を歴任した藤澤利喜太郎の妹である。
- $\widehat{2}$ 新田均 「現人神」 「国家神道」という幻想』、PHP出版、 平成一五年、 一〇四—一〇七頁
- 3 藤田大誠『近代国学の研究』、 弘文堂、平成一九年、 第八章「大正・昭和戦前期における祭政一致観の相克
- $\widehat{4}$ 東郷茂彦 「宮内省諸寮頭山口鋭之助の事蹟と思想」(『明治聖徳記念学会紀要』 復刊四八号、平成二三年)。
- $\widehat{5}$ 初期の提案が、 高めること、 まで取り敢えず神祇局を設け、それに「八神」を勧請して神事を執行すること、②伊勢神宮の祭典を再興し、ますます神威を 祭式之法」に軽重を立て、古法をもとに簡易な規則を設けること、®山陵の祭典を改革し、 四内の 大社の取り扱い規則を立てて崇敬する体制を設けること、⑥「勅願所」 阪本是丸は明治初期の神祇行政を概観して以下のように端的に論じている。「亀井らは最初の神祇政策として、 「宗門」を「復古神道」に改める、 ③熱田神宮を伊勢神宮に次ぐ神社として待遇すること、④出雲大社を熱田神宮に準じる待遇とすること、 以後の神祇・神社行政の基本となったことはいうまでもない」と。(阪本是丸 ただし私的な仏教信仰は認めること、 の神社を調査し、 などを提案している。こうした神祇事務局 非礼のないように待遇すること、 神祇事務局の管轄とすること、 『明治維新と国学者』 大明堂、 ⑤古来 9 平 0)
- 6 武田秀章 『維新期天皇祭祀の研究』、 第5章 「明治元年における先帝祭の成立」等参照

成五年、

百四頁

7 8 阪本健一 藤井貞文『近世に於ける神祇思想』春秋社松柏館、 『明治神道史の研究』 第五部明治神道史上の諸問題第一章 昭和一九年、 一九二―一九八頁など。 一皇室における神仏分離」、

国書刊行会、

昭和

Ħ.

武

田秀章『維新期天皇祭祀の研究』

大明堂、

平成八年。

て穢処の如くに誤る、 天皇は是現津御神なり、 の巧舌に眩惑せられて、 『明治天皇紀 卷一 夫れ葬祭は人倫の大事なり、 (明治元年閏四月七日) 「制度事務局に命じて山陵御穢の事を審議せしむ、 現世は勿論、 葬祭は凡て僧侶の手に委ぬるのみならず、 幽界に在りても、 軽々しく之を浮屠に一任すべきにあらず、 神にあらせられる、こと疑ふべからず、 御陵亦、 専ら寺域に営むを以て、動もすれば山陵を目し 山陵は宜しく萬代不易 諸陵助谷森種松建議して曰く、 然るに中世以来、 世人往々佛

- 10 して、 武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』大明堂、平成八年、一八七頁。 崇高尊厳ならざるべからずと、而して御穢の事、廟議遂に之れ無きに決せりと云ふ」とある。 (六九三―六九四頁
- 11 旧来の山陵穢所観に拠りつつ、親謁を阻止しようとしていた旧勢力の画策を推察させる。」(同頁)と示唆している。 武田はこの順延について「このような山陵親謁の延期は、 行路の工事が未だ完了していないという表向きの理由とは別に、
- $\widehat{12}$ 『天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察(上)』、一頁。
- 13 「古神道の本義」『島根評論』三巻五号、大正一五年。
- 14 註13に同じ。

前掲『天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察(上)』、三頁

一四頁。

18 17 同二四—二五頁

同二〇一二一頁

16 15

同五頁。

- 19 同二八頁
- $\widehat{20}$ 『天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察(下)』、一五頁。
- $\widehat{21}$ 同四一—四二頁
- $\widehat{22}$ 同四六頁。
- $\widehat{24}$  $\widehat{23}$ 前掲阪本是丸『明治維新と国学者』、武田秀章 同四七頁
- 25 左記に大國隆正先生顕彰会趣意書を紹介する。 出典は 『島根評論』十五巻十一号、 島根評論社、 昭和一三年。

『維新期天皇祭祀の研究』、第6章

「明治神祇官の改革問題」等参照

するものあるに於てをや。先生の立言、之を要約すれば「日本第一」なり。「天皇中心」なり。球上無比の国体に相応せる学問、 明 ふに此一事以て先生を不朽に伝ふべし。況や先生の学に識に、時流を抜いて博く高く、更に先生の此の説義、 大國隆正先生顕彰会趣意書 (治の鴻謨は源を「神武復古」に発す。 所謂「神武復古」は当時の碩学野之口 (後の大國) 隆正の学説に根柢するところ。惟 尚深文大理の存

此を措きて豈に他あらんや。則ち知るこの信念ありて先に「神武復古」を提唱し、この理想ありて後に「確一御一新の神道興立

花さきぬ牛となりてもおほきみのみゆきの車ひかんとぞおもふ 是れ先生の所謂幽忠幽孝を顕す所以なり。冀くは憂天下に抱く者、 学問の尚未だ大成せられざるものあるを慨し、 恨せしむるのみ。 を建言し、 且つ自ら之に任ぜんとせられしなり。 いまや機漸く熟しとき再び至りぬ。 同士胥謀りてわが先生の思想学説を闡明し以て皇道興隆に貢献せんとす。 而るに時否にして斯学隠晦し、久しくまた顕はれず。 此年国体明徴の声大いに起こり、 恵然として肯て来り、 日本精神の昂揚せらる、秋。 此挙を賛嚢せられんことを。 有心の士をして徒に痛 剴切なる

かばねをば草むせ水づけ国のためこころの瓊矛とほらざらめや

大國隆正先生顕彰会

昭和十三年秋

仮事務所赤坂区青山南町五の六九

電話青山三二〇七番

27 26 本学会が主催して大國隆正の霊祭を執り行ったことがわかる資料として『島根評論』六巻一一号「大國隆正大人霊祭」 前揭東郷論文二四八—二四九頁。 「本学会を起こすまで」『島根評論』 一五卷一一号、 島根評論社、 昭 が当

和一三年

 $\widehat{28}$ 「大國隆正大人霊祭」『島根評論』六巻一一号、島根評論社、 昭和四年。

の様子をつたえている。

29 「明治御一新と大國隆正先生の思想(上)」六卷一一号、島根評論社、 昭和四年

30 明 穴治御一新と大國隆正先生の思想 E 六卷一一号、島根評論社、 昭和四年。

31 明治御一新と大國隆正先生の思想 (下)」『島根評論』六巻一二号、 島根評論社 昭和四年

 $\widehat{32}$ 藤本頼生 | 照本亶と『皇国』| 『昭和前期の神道と社会』弘文堂、平成二八年

33 屋屋 昭和三年一月号 (通号三四九号)、昭和三年一月一五日発行。

34 大帝を偲び奉る(下)申すも畏き御遺徳の数々」『大阪毎日新聞』昭和二年一一月三日

35 ないで、 宮西惟助は 書かれたものと推想せざるを得ぬ。」と述べ、「大帝の御聖徳を慕い奉る記事としては、甚だ不謹慎な記事である」と 皇国 誌上において「竹越氏の神祇官問題に就いて」という論考を発表し、 竹越の論考は「充分な資料も備え

述べ、竹越の論考に根拠が無いことを、 委曲を尽くして述べている。

<u>36</u> しかし、刊記が無いため出版年等は不明であるが、先述した本学会が刊行した「パンフレット」がこの書籍ではないかと思われる。 『明治戊辰祭政一致の御制度 第弐號 教法新定の一』、七頁―八頁。なおこの書籍はガリ版刷りで三号刊行されている。